

要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長する。

延長を要望する現行制度

生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、我が国経済及び地域社会において大きな役割を果たしている一方で、経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多い。

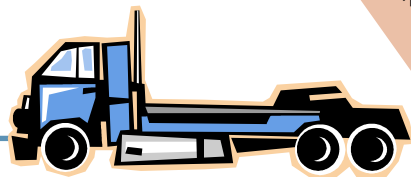
こうした事業者の設備投資に係る負担を軽減し、ひいては経営基盤の強化を図るため、以下の**共同利用施設について取得価額の6%※の特別償却制度**を維持する必要がある。

<対象となる共同利用施設>

- ・ 共同冷凍庫
- ・ 共同配送用保冷車両
- ・ 共同特殊品処理工場
- ・ 共同特殊品保管庫
- ・ 共同スポーツ施設
- ・ 移動研修車
- ・ 共同調理炊飯施設
- ・ 研究施設 等



対象設備の
利用促進を重点化



※平成23年度税制改正において8%から6%に縮減したものの。

『生活衛生関係営業の振興に関する検討会

第3次報告書』に基づき、

- (1) 少子高齢化等への対応
- (2) 環境・エコ等の高まりへの対応
- (3) 震災復興・節電への対応
- (4) 安全・安心への対応

の分野に対象設備の利用促進を重点化。

※重点化の具体例

- (1) 少子高齢化等への対応
 - ・ 共同の買い物バス、移動販売バス等
- (2) 環境・エコ等の高まりへの対応
 - ・ 共同購入資材配送車両
- (3) 震災復興・節電への対応
 - ・ 被災地における共同営業施設
 - ・ 節電に資する共同蓄電設備 等
- (4) 安全・安心への対応
 - ・ 建て替えによる耐震化

内部環境対応：
「強み」を伸ばし、「弱み」を克服

外部環境対応：
「絆」、節電、買い物弱者対策

公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税、法人税）

要望内容

クリーニング事業者が、指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機を取得する場合の特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長する。

延長を要望する現行制度

ドライクリーニング機で使用する溶剤は、適切な装置を使用しないと健康被害や環境汚染を引き起こすおそれがある。

このため、我が国経済及び地域社会において大きな役割を果たしている一方で経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多いクリーニング業において、指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機を取得する場合の特別償却制度を維持する必要がある。

対象設備

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機
 - ②フッ素系溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機
 - ▶ (1) 新設・増設の場合、又は(2)テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機(活性炭吸着回収装置内蔵型を除く)からの買替えの場合に限る
 - ▶ 大企業(常時使用する従業員の数が1,000人超)は対象外
- ※ 1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤

特別償却率

8%



公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

要望内容

指定物質回収設備又は同設備を含むドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (課税標準を1/3に軽減するもの) について、

(1) 対象設備を

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (外付け型を対象外)
- ②フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機

(2) その適用期限を2年延長する。

対象設備

☆昨年延長要望を行った同設備に係る国税の特別償却制度と同様に、公害防止用設備の技術進歩等に伴う見直しを行うもの。

現行	テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置 (外付け型、一体型のドライクリーニング機双方を含む)
----	--



平成 24年度 以降	①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (外付け型を対象外とする)	縮減
	②フッ素系溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機	拡充

※ 1, 1, 1, 3, 3 - ペンタフルオロブタンを含む溶剤

課税標準の軽減率

1 / 3



要望内容

ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

現状と課題

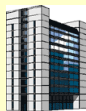
- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

税制改正要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊（平成22年度）
国内における観光旅行消費額 30兆円（平成22年度）

ホテル・旅館の施設数

60,449施設
(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業：9,603
旅館営業：50,846



固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

ホテル（非木造）

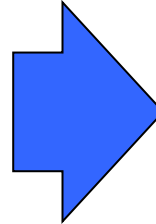
構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20年

要望内容

- 生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却の選択適用を認めるもの
- 対象設備を追加した上で、適用期限を平成25年度末まで2年間延長する。

現行制度

取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却



平成24年度以降

取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

		特別償却	税額控除
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	・1事業年度の合計が120万円以上のパソコン ・1事業年度の合計が120万円以上のデジタル複写機(インターネット接続)	
	ソフトウェア	1つで70万円以上(データベース管理ソフト、ファイアウォールソフト等は対象外)	
	車両	車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車	

中小企業の品質・生産性の向上の取組を後押しするため、対象設備に度量衡器、試験機器、測定機器を追加した上で、平成26年3月31日まで延長する。

(登録免許税)

要望内容

組織再編・事業再編を通じた経営資源の効率的活用や事業転換等を促進し、当該再編に係る費用を軽減し企業の再編行為を円滑化するため、産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで（2年間）延長する。

現行制度 【創設年度：H11年、現行制度適用期限：平成24年3月末】

産活法の認定計画（※）に従って会社分割や合併等を行う際に係る登録免許税を軽減。

※認定計画：事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画

租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の 税率	産活法 の特例	軽減率
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%
2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%
3号	分割		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)		0.7%	0.35%	0.35%
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%